

屋外夜間照明利用可能施設及び利用可能校区、 利用許可申請書提出期限、受付場所

利用可能施設	利用可能校区	利用許可申請書提出期限	受付場所
御津中学校	御津中学校区	利用月の前月 20 日まで	御津体育館 (休業日：12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
	代田中学校区	利用月の前月 21 日から 25 日まで	
	金屋中学校区		
音羽中学校	音羽中学校区	利用月の前月 20 日まで	スポーツ課 (休業日：土曜日及び日 曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
	西部中学校区	利用月の前月 21 日から 25 日まで	
	中部中学校区		
小坂井東小学校	小坂井中学校区	利用月の前月 20 日まで	小坂井 B & G 海洋センタ ー (休業日：月曜日なお、 その日が休日に当たると きは、火曜日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日)
	一宮中学校区	利用月の前月 21 日から 25 日まで	
	南部中学校区		
	東部中学校区		

※休業日における提出期限について

- ①20 日が休業日の場合は直前の営業日まで。
- ②21 日が休業日の場合は直後の営業日から。25 日が休業日の場合は直前の営業日まで。
- ③施設の臨時休業等が発生する場合の提出期限は、変更する場合があります。

注意事項

- ・団体登録には、「利用可能校区」毎の通学区域内の住民が 10 名以上必要です。
- ・利用登録申請書の有効期限は、当該年度の末日（3 / 31）までです。
- ・当該登録申請書については、屋外夜間照明の利用についての登録となります。その他の利用のための登録申請書については、各校区管理指導員までご提出ください。
- ・利用可能施設については、各校区定めております。
- ・利用可能団体の範囲拡充に伴い、施設のある校区や既存の利用団体等の優先を考え、利用申請書の提出期限についてもご確認ください。

※記入内容は正確に記入してください。虚偽の事実が判明した場合には、利用の中止、許可の取り消し又は以後の利用を認めない場合があります。